

令和7年度 城陽市社会教育関係団体登録申請要領

1 城陽市社会教育関係団体の登録制度

(1) 登録制度の目的

この登録は、文化・芸術・スポーツ等の社会教育活動を通して、教養の向上や、技術の習得、自己実現を図り、また、その活動を通して地域における生活文化が振興し、交流がすすむよう社会教育活動を行う団体を支援することを目的としています。

◆社会教育関係団体に登録されると・・・

- ・団体の活動内容や連絡先などの情報は、城陽市社会教育関係団体登録名簿に掲載し、サークルを探している市民の方に提供します。名簿は、城陽市教育委員会事務局（文化・スポーツ推進課）・各コミセン・市民体育館・福祉センター等に設置し、市民が閲覧できるようにしています。また、希望者は名簿の写しを取ることが出来ます。
- ・認定された団体には、スポーツ施設やコミュニティセンターの使用料の減免制度があります。

(2) 社会教育関係団体とは

①法人であると否とを問わず、② 公の支配に属しない団体で、③ 社会教育に関する事業（社会教育活動）を行うことを主たる目的とするものを指します（社会教育法 第10条）。学習・文化・スポーツ等の活動を行おうとする人たちが自発的に組織をつくり、目的・活動内容・運営組織・役員・予算・会費等を会員同士で話し合っ活動を進めていく団体です。

◆社会教育活動とは・・・

技術の習得や教養を高めたり、生活を充足させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。また、個人の趣味・教養を充実させるだけでなく、日ごろの成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動でもあります。

◆このような団体は城陽市社会教育関係団体登録制度に登録できません

- ・会員相互の親睦交流のみを目的とする団体（構成員が家族のみの団体等）
- ・文化教室などのように講師が中心となって月謝をとって活動するような団体
- ・障がい者福祉や高齢者福祉など、社会福祉活動のみを行う団体

城陽市社会教育関係団体	〔例〕	文化教室 等
会計担当者が管理し、収支内容は監査を受け全員に公開する	会費	個人が直接、講師等に月謝を支払い、収支内容は通常公開しない
会員の総意で民主的に運営	運営方法	講師等が自ら運営

2 登録の要件

- (1) 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（スポーツ・レクリエーションの活動を含む）を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 社会教育活動を計画的かつ継続的に実施でき、その成果が期待できる団体であること。
- (3) 構成員は5人以上からなり、その内、市内在住・在勤・在学者が3分の2以上を占めている団体であること。また、活動の主体となるものが未成年の団体については、責任能力のある成人を責任者として団体名簿に明記すること。
- (4) 主たる活動拠点が市内であること。
- (5) 営利活動や宗教活動をしない団体であること。
- (6) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する事業を行わない団体であること。
- (7) 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治活動をしない団体であること。

3 登録申請期間

令和7年4月2日（水）から4月22日（火）まで

※窓口での申請は、開庁日の8時30分から17時15分までです。

※追加認定は12月26日（金）まで随時受け付けています。

4 登録申請方法

(1) インターネットによる申請フォームでの申請 ※申請者は代表者の方に限ります。

①申請フォームへのアクセス方法

二次元コードから読み取るか、下記 URL もしくは
市ホームページのリンクからアクセスしてください。

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000010872.html>



②提出書類

- ・ 会員名簿（様式自由） 【必須】
- ・ 会則（規約）（様式自由）【必須】
- ・ 城陽市施設利用券申込書【団体名・代表者情報を変更する場合のみ必要】

※申請フォーム上でデータを添付し提出していただきます。

③申請から認定までの流れ

申請内容を審査し、認定された団体には、申請時に入力されたメールアドレス宛に認定通知を送信します。また、認定されなかった場合は、不認定通知を送信します。

④注意事項

入力された内容や添付書類に不備がある場合は受付できません。不備がある場合は連絡いたします。
なお、連絡がつかない場合は、受付期間終了後に取り下げいたします。

「申請完了画面」から申請が完了したことを確認してください。（受付通知メールが自動配信されます）
また、「申請完了画面」にて「整理番号」と「パスワード」を記録してください。

または、

(2) 窓口での申請

①受付場所

文化・スポーツ推進課（寺田東ノ口16番地、17番地 城陽市役所西庁舎3階）

②提出書類

- ・ 令和7年度社会教育関係団体登録申請書（様式1）【必須】
- ・ 会員名簿（様式自由） 【必須】
- ・ 会則（規約）（様式自由）【必須】
- ・ 郵便ハガキ（85円切手を貼ったもので、宛名面に送付先を記入してください）【必須】
※代表者情報を変更される場合の送付先は代表者に限ります。
- ・ 施設利用券（申請書記載の番号を照合するだけで、その場で返却します）【必須】
- ・ 城陽市施設利用券申込書【団体名・代表者情報を変更する場合のみ必要】

③申請から認定までの流れ

提出書類を審査し、認定された団体には、提出いただいた郵便ハガキで認定通知を送付します。
また、認定されなかった場合は、不認定通知を送付します。

5 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

- ・個人情報の保護に関する法律に基づき、ご提出いただいた書類に記載されている個人情報は、認定および認定取り消しに係る事務、サークルを探している市民の方への情報提供以外には利用しません。

(2) 機種依存文字について

- ・機種依存文字（崎、高、徳など）は、施設予約管理システム上使用できませんのでご了承ください。

(3) 会員名簿について

- ・会員名簿は、会員数および会員のうち市内在住・在勤・在学者の割合などを確認するために必要となります。すべての会員の氏名、住所（市内在勤に該当する場合は名称と所在地、市内在学に該当する場合は名称）、電話番号を必ず記載してください。

※団体の実態調査のために、会員名簿に記載されている会員に電話で在籍確認などを行うことがありますのでご了承ください。

(4) 会則（規約）について

- ・団体の活動目的・活動内容・決まり・会計などが、明記されているかを審査の際に判断します。「名称」「目的」「活動内容」「役員」「会費」「遵守事項」「制定された日」その他団体として必要となる事項が記載された会則であること、会員の総意の上、現状に即した会則を作成し提出してください。また、「社会教育に関する活動を主たる目的とする」ことが会則（規約）から読み取れる内容としてください。

(5) 認定期間について

- ・認定期間は、令和7年（2025年）5月31日（土）から令和8年（2026年）5月29日（金）までです。追加認定の場合でも、認定満了日は令和8年（2026年）5月29日（金）となります。また、施設の予約については、認定日以降に申請した分から減免対象となります。認定日より前に申請した分については、利用日が認定期間内であっても減免対象となりません。

(6) 認定の取り消しについて

- ・団体支援の公平性および施設の有効利用のため、団体の活動状況が登録の要件に満たないことが判明した場合や虚偽の届出が判明した場合は、認定を取り消します。
 - ・登録の要件を満たしているかを確認する目的で、申請時にご提出いただいた書類をもとに調査をさせていただきます場合があります。また、追加で書類の提出を求めることがありますのでご協力ください。
- ※申請時にご提出いただいた書類に記載されている会員数と施設利用の際の人数に大きく差がある団体や活動内容と実際の活動に著しく隔たりがある団体も取り消しの対象となります。

(7) 登録内容の変更について

- ・登録内容に変更が生じた場合は、社会教育関係団体登録内容変更届（様式2）と城陽市施設利用券申込書を速やかに提出してください。各施設や文化・スポーツ推進課で手続きできます。ただし、施設予約管理システム上の変更のみ可能であり、社会教育関係団体名簿に掲載している内容は変更できません。
- ※令和7年度社会教育関係団体申請書に記載された変更内容は、5月31日以降に適用されます。

(8) 問合せ先

城陽市教育委員会 文化・スポーツ推進課

▶生涯学習係 TEL 56-4047 ▶スポーツ推進係 TEL 56-4048

令和 7 年度社会教育関係団体登録申請書 (記入例)

分野	連盟・連合体	以下の中から分野を選択してください。 ① P T A 連絡協議会、②子ども会後援会協議会、③連盟・連合体等、④体育団体総括組織
団体名 (14文字以内) (掲載)	じょうようしおんがくれんめい 城陽市音楽連盟	
施設利用券番号 (非掲載)	123456789	施設利用券に記載されている9桁の番号です。
代表者氏名 (掲載)	じょうよう たろう 城陽 太郎	
代表者住所 (非掲載)	〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地	
代表者電話番号 (掲載/非掲載)	0774-56-4047	
代表者電話番号の 名簿への掲載の可否	☒ 掲載可 ☐ 掲載否 その理由 (	社会教育関係団体登録名簿に電話番号を掲載 されたくない場合は「 ☐ 掲載否」にチェック ☒ を記入し、その理由を必ず記入してください。
主な活動日 (掲載)	毎週〇〇曜日、週〇〇回程度、月〇〇回程度	
主な活動場所 (掲載)	文化パーク城陽	
構成団体・総会員数 (掲載)	10 団体 150 人	加盟団体を含めた総人数を記入してください。
年会費 (掲載)	年額 1,000 円	団体で徴収されている年会費を記入してくだ さい。
新規入会者受入の可否 (掲載)	☒ 受入可 ☐ 受入否 その理由 (	活動場所が狭くこれ以上会員を増やすことができない等 の理由により、新たに会員を募ることができない団体に ついては、「 ☐ 受入否」にチェック ☒ を記入し、理由を記 入してください。
講師派遣の可否 (掲載)	☒ 可 指導内容 (音楽の基礎) 連絡窓口 担当者名 (城陽花子 ☎56-4047) ☐ 否	市民等の依頼に応じて、講師として指導可能な場合は「 ☒ 可」にチェック ☒ を記入してください。なお、利用者が 登録者と直接連絡交渉することとなりますので、担当者 電話番号を公開することとなります。

講師派遣について

- ・市内で活動する団体の知識・技術・経験を生かし、活動の機会を広げてみませんか。
- ・市民の依頼に応じて公演等をしてくださる団体を市民に情報提供することで、個人・グループのニーズに応じた総合的な市民の学習活動の発展を目指します。

城陽市施設利用券申込書（記入例）

令和7年度社会教育関係団体登録申請書（記入例）

分野 (掲載)	テニス
団体名 (4文字以内) (掲載)	じょうようさーくる 城陽サークル
施設利用券番号 (非掲載)	1000000001
代表者氏名 (掲載)	じょうよう さーくら 城陽 花子
代表者住所 (非掲載)	〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
代表者電話番号 (掲載・非掲載)	0774-56-4047
代表者電話番号の 名簿への掲載の可否	☒ 掲載可 ☐ 掲載不可 その理由 ()
主な活動日 (掲載)	毎週水曜日 毎週木曜日
主な活動場所 (掲載)	総合運動公園
会員数 (掲載)	25 人
市内在住・在勤者 (非掲載)	会員のうち城陽市在住もしくは在勤・在学者 20人
年会費 (掲載)	年額 1,200 円
新規入会者受入の可否 (掲載)	☒ 受入可 ☐ 受入不可 その理由 ()
活動内容 (64文字以内) (掲載)	運動不足・ストレス解消のためにテニスをしています。体験入部も随時受け付けていますのでお気軽にご連絡ください。

その他の書類 【必須】☒会費名簿 (様式自由) ☒会則 (様式自由) ☒施設利用券
【色付け部分を変更する場合は、色付け部分を修正してください。】

変更に○をつけてください。

団体名を変更する場合は、変更前の団体名を記入してください。

※新規及び再発行を行う場合は下記要領に従って記入してください。

該当する変更内容にチェックをつけてください。

チェックを付けた内容のみ記入してください。
※記入例では「代表者または代表者情報」・「団体名」にチェックがあるため、代表者情報・団体名の変更内容のみ記入しています。
※変更内容によって記入する箇所は異なりますのでご注意ください。

※横書きで文字・画、墨など)はシステム上で使用できませんので、ご了承ください。
※インターネットで予約を希望し、予約確認メールを受け取るためには、メールアドレスの登録が必要です。
※登録していただいた個人情報は、当該業務を適正かつ円滑に進行するために利用し、法令等で認められる場合を除き、他の目的には利用いたしません。

職員記入欄